（特別法人事業譲与税の基準税額の算定方法の特例）

第十四条の二　令和四年度に限り、特別法人事業譲与税の基準税額は、第二十八条の三の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度に係る額

算式

Ａ＜０のとき　（Ｂ×15.84353393＋Ｂ×1.48907162）×0.75

Ａ≧０のとき　（Ｂ×15.84353393－Ｂ×15.84353393×0.75）×0.75（ただし、Ｂ×15.84353393×0.75－（Ｂ×15.84353393×0.75＋Ｃ＋Ｄ－Ｅ）≧０のときは、Ｂ×15.84353393×0.75はＢ×15.84353393×0.75＋Ｃ＋Ｄ－Ｅとする。）

算定の過程に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

Ａ　次の算式によつて算定した額

算式

(a×15.84353393)×0.75＋b＋c－d

算定の過程に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

b　次号から第４号までに掲げる額の合算額

c　第28条の３の算式の符号Ａの算式の符号bに同じ。

d　第28条の３の算式の符号Ａの算式の符号cに同じ。

［略］

Ｅ　符号Ａの算式の符号dに同じ。

二　前年度における令和四年改正前の省令附則第十四条の二第一号の過大算定額又は過少算定額

前年度における令和四年改正前の省令附則第十四条の二第一号の過大過少額（次の算式により算定した額をいう。以下この条において同じ。）から前年度における同号の過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を控除した額

算式

Ａ×0.75＋Ｂ－Ｃ

算式の符号

［略］

Ｂ　令和３年度減収補塡債のうち特別法人事業譲与税に係るものの額の100分の75に相当

（特別法人事業譲与税の基準税額の算定方法の特例）

第十四条の二　令和三年度に限り、特別法人事業譲与税の基準税額は、第二十八条の三の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度に係る額

算式

Ａ＜０のとき　（Ｂ×5.96851428＋Ｂ×0.54284963）×0.75＋（Ｃ×4.00637685＋Ｃ×0.36647376）×0.75

Ａ≧０のとき　［（Ｂ×5.96851428＋Ｃ×4.00637685）－｛（Ｂ×5.96851428）×0.75＋（Ｃ×4.00637685）×0.75｝］×0.75（ただし、｛（Ｂ×5.96851428）×0.75＋（Ｃ×4.00637685）×0.75｝－｛（Ｂ×5.96851428）×0.75＋（Ｃ×4.00637685）×0.75｝＋Ｄ＋Ｅ－Ｆ）≧０のときは、｛（Ｂ×5.96851428）×0.75＋（Ｃ×4.00637685）×0.75｝は｛（Ｂ×5.96851428）×0.75＋（Ｃ×4.00637685）×0.75｝＋Ｄ＋Ｅ－Ｆとする。）

算定の過程に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

Ａ　次の算式によつて算定した額

算式

(a×5.96851428)×0.75＋(b×4.00637685)×0.75＋c＋d－e

算定の過程に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

b　第28条の３の算式の符号Ａの算式の符号bに同じ。

c　第28条の３の算式の符号Ａの算式の符号cに同じ。

d　次号から第４号までに掲げる額の合算額

e　第28条の３の算式の符号Ａの算式の符号dに同じ。

［同左］

Ｅ　符号Ａの算式の符号dに同じ。

Ｆ　符号Ａの算式の符号eに同じ。

二　前年度における令和三年改正前の省令附則第十四条の二第一号の過大算定額又は過少算定額

前年度における令和三年改正前の省令附則第十四条の二第一号の過大過少額（次の算式により算定した額をいう。以下この条において同じ。）から前年度における同号の過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を控除した額

算式

Ａ×0.75＋Ｂ－Ｃ

算式の符号

［同左］

Ｂ　令和２年度減収補塡債のうち特別法人事業譲与税に係るものの額の100分の75に相当